



平成26年3月20日

株式会社くるまや・L e Oに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、平成26年3月19日、株式会社くるまや・L e O（以下「くるまや・L e O」という。）に対し、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局東北事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

くるまや・L e Oが供給する中古自動車に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認）及び同項第3号（おとり広告）に該当）が認められました。

1 くるまや・L e Oの概要

所在地 仙台市泉区市名坂字野蔵101番地の23  
代表者 代表取締役 津田 信子  
設立年月 平成15年4月  
資本金 1700万円（平成26年2月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

別表1 「車種」欄記載の中古自動車9台

(2) 対象表示（表示例については別紙参照）

ア 修復歴のあった中古自動車に係る表示（優良誤認）

(ア) 表示内容

別表2 「車種」欄記載の中古自動車6台について、「G○○東北版」と称する中古自動車情報誌（以下「G○○東北版」という。）のうち、同表の「G○○東北版掲載号」欄記載の号において、「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていた。

(イ) 実際

別表2 「車種」欄記載の中古自動車6台は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオークション出品票又はオークション出品申込書に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があ

るものであった。

イ 取引に応じることができない中古自動車に係る表示（おとり広告告示第1号）

(ア) 表示内容

別表3「車種」欄記載の中古自動車7台について、G○○東北版のうち、同表の「G○○東北版掲載号」欄記載の号において、当該中古自動車の情報を掲載することにより、あたかも、同表「発売日」欄記載の日以降、当該中古自動車を販売することができるかのように表示していた。

(イ) 実際

別表3「車種」欄記載の中古自動車7台は、同表「発売日」欄記載の日よりも前に売買契約が成立しており、取引に応じることができないものであった。

ウ 取引する意思がない中古自動車に係る表示（おとり広告告示第4号）

(ア) 表示内容

別表4「車種」欄記載の中古自動車について、G○○東北版のうち、同表の「G○○東北版掲載号」欄記載の号において、当該中古自動車の情報を掲載することにより、あたかも、同表「発売日」欄記載の日以降、当該中古自動車を販売することができるかのように表示していた。

(イ) 実際

別表4「車種」欄記載の中古自動車は、くるまや・L e Oが代車として使用していたため、一般消費者から取引の申出があった場合には取引を拒否することとしており、取引する意思がないものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)の

- ・ ア(ア)の表示は、ア(イ)のとおりであって、対象中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり
  - ・ イ(ア)の表示は、イ(イ)のとおりであって、実際には取引に応じることができない場合の対象中古自動車についての表示であり
  - ・ ウ(ア)の表示は、ウ(イ)のとおりであって、実際には取引する意思がない場合の対象中古自動車についての表示であり
- 景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

**【本件に対する問合せ先】**

消費者庁表示対策課

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局東北事務所取引課

電 話 022-225-7096

ホームページ [http://www.jftc.go.jp/regional\\_office/tohoku/](http://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/)

別表 1

番号	車種	車台番号
1	ワゴン R FX	MH23S-283172
2	キャロル X	HB24S-502002
3	モコ E	MG22S-197199
4	タントエグゼ カスタム RS	L455S-0034301
5	ムーヴ カスタム RS	L175S-0012033
6	ライフ Fターボ	JB8-420041
7	ジムニー XG	JB23W-407886
8	ライフ ディーバターボスマートスタイル	JC2-2200690
9	プレオ ニコット	RA1-205591

別表 2

番号	車種	発売日	G○○東北版 掲載号
1	ワゴン R FX	平成 24 年 4 月 5 日	2012. 05. 05
		平成 24 年 4 月 19 日	2012. 05. 19
		平成 24 年 5 月 3 日	2012. 06. 03
		平成 24 年 5 月 17 日	2012. 06. 17
		平成 24 年 6 月 7 日	2012. 07. 07
		平成 24 年 6 月 21 日	2012. 07. 21
		平成 24 年 7 月 5 日	2012. 08. 05
		平成 24 年 7 月 19 日	2012. 08. 19
		平成 24 年 8 月 2 日	2012. 09. 02
		平成 24 年 8 月 16 日	2012. 09. 16
2	キャロル X	平成 24 年 4 月 5 日	2012. 05. 05
		平成 24 年 4 月 19 日	2012. 05. 19
		平成 24 年 5 月 3 日	2012. 06. 03
		平成 24 年 5 月 17 日	2012. 06. 17
3	モコ E	平成 24 年 6 月 21 日	2012. 07. 21
4	タントエグゼ カスタム RS	平成 24 年 7 月 5 日	2012. 08. 05
5	ムーヴ カスタム RS	平成 24 年 8 月 16 日	2012. 09. 16
		平成 24 年 9 月 6 日	2012. 10. 06
6	ライフ Fターボ	平成 24 年 8 月 16 日	2012. 09. 16
		平成 24 年 9 月 6 日	2012. 10. 06
		平成 24 年 9 月 20 日	2012. 10. 20
		平成 24 年 10 月 4 日	2012. 11. 04
		平成 24 年 10 月 18 日	2012. 11. 18
		平成 24 年 11 月 1 日	2012. 12. 01
		平成 24 年 11 月 15 日	2012. 12. 15
		平成 24 年 12 月 6 日	2013. 01. 06
		平成 24 年 12 月 20 日	2013. 01. 20
		平成 25 年 1 月 3 日	2013. 02. 03
平成 25 年 1 月 17 日	2013. 02. 17		

別表3

番号	車種	発売日	G○○東北版 掲載号	契約成立日
1	キャロル X	平成 24 年 6 月 21 日	2012. 07. 21	平成 24 年 6 月 2 日
		平成 24 年 7 月 5 日	2012. 08. 05	
		平成 24 年 7 月 19 日	2012. 08. 19	
2	モコ E	平成 24 年 7 月 5 日	2012. 08. 05	平成 24 年 6 月 26 日
		平成 24 年 7 月 19 日	2012. 08. 19	
		平成 24 年 8 月 2 日	2012. 09. 02	
3	ジムニー XG	平成 24 年 7 月 19 日	2012. 08. 19	平成 24 年 7 月 8 日
		平成 24 年 8 月 2 日	2012. 09. 02	
4	タントエグゼ カスタム RS	平成 24 年 8 月 2 日	2012. 09. 02	平成 24 年 7 月 16 日
5	ワゴンR FX	平成 24 年 9 月 6 日	2012. 10. 06	平成 24 年 8 月 28 日
6	ライフ ディー バターボスマー トスタイル	平成 24 年 9 月 6 日	2012. 10. 06	平成 24 年 8 月 11 日
		平成 24 年 9 月 20 日	2012. 10. 20	
		平成 24 年 10 月 4 日	2012. 11. 04	
		平成 24 年 10 月 18 日	2012. 11. 18	
7	ムーヴ カスタ ム RS	平成 24 年 9 月 20 日	2012. 10. 20	平成 24 年 9 月 9 日
		平成 24 年 10 月 4 日	2012. 11. 04	

別表4

車種	発売日	G○○東北版 掲載号
プレオ ニコット	平成 24 年 3 月 15 日	2012. 04. 15
	平成 24 年 4 月 5 日	2012. 05. 05
	平成 24 年 4 月 19 日	2012. 05. 19
	平成 24 年 5 月 3 日	2012. 06. 03
	平成 24 年 5 月 17 日	2012. 06. 17
	平成 24 年 6 月 7 日	2012. 07. 07
	平成 24 年 6 月 21 日	2012. 07. 21
	平成 24 年 7 月 5 日	2012. 08. 05
	平成 24 年 7 月 19 日	2012. 08. 19
	平成 24 年 8 月 2 日	2012. 09. 02
	平成 24 年 8 月 16 日	2012. 09. 16
	平成 24 年 9 月 6 日	2012. 10. 06
	平成 24 年 9 月 20 日	2012. 10. 20
	平成 24 年 10 月 4 日	2012. 11. 04
	平成 24 年 10 月 18 日	2012. 11. 18
	平成 24 年 11 月 1 日	2012. 12. 01
	平成 24 年 11 月 15 日	2012. 12. 15
	平成 24 年 12 月 6 日	2013. 01. 06
	平成 25 年 2 月 7 日	2013. 03. 07
	平成 25 年 2 月 21 日	2013. 03. 21

<表示例①：優良誤認>

くるまや・LeOがGoo東北版の「2012.09.02」号に掲載していた中古自動車のうち1台の表示（別表2の番号1「ワゴンR FX」）



「修無」

左記中古自動車は、オートオークションからの仕入時に提示されるオークション出品申込書に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。

※ 修復歴については、Goo東北版の欄外に次のとおり表示されている。

【修復歴】 修無 修復歴無 修復歴表示の定数は、自動車公正取引協議会規約に基づき、規約に定められた部位を、交換または修正なしのクルマ。 修有 修復歴有 もしくは第三者である有資格者により、「修復歴なし」と証明書類にて証明されたものは「修復歴なし」と表示している。

<表示例②：おとり広告告示第1号>

くるまや・LeOがGoo東北版の「2012.07.21」号に掲載していた中古自動車のうち1台の表示（別表3の番号1「キャロル X」）



左記中古自動車は、Goo東北版の「2012.07.21」号が発売された平成24年6月21日以前に売却されており、取引に応じることができないものであった。

<表示例③：おとり広告告示第4号>

くるまや・LeOがGoo東北版の「2012.04.15」号に掲載していた中古自動車のうち「プレオ ニコット」の表示（別表4「プレオ ニコット」）



左記中古自動車は、くるまや・LeOが代車として使用している中古自動車であって、一般消費者からの取引の申出に応じる意思のないものであった。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

**(報告の徴収及び立入検査等)**

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

**(権限の委任)**

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

**○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）**

(平成二十一年政令第二百十八号)

**(消費者庁長官に委任されない権限)**

**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

**(公正取引委員会への権限の委任)**

**第二条** 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

**○ おとり広告に関する表示（抜粋）**

(平成五年公正取引委員会告示第十七号)

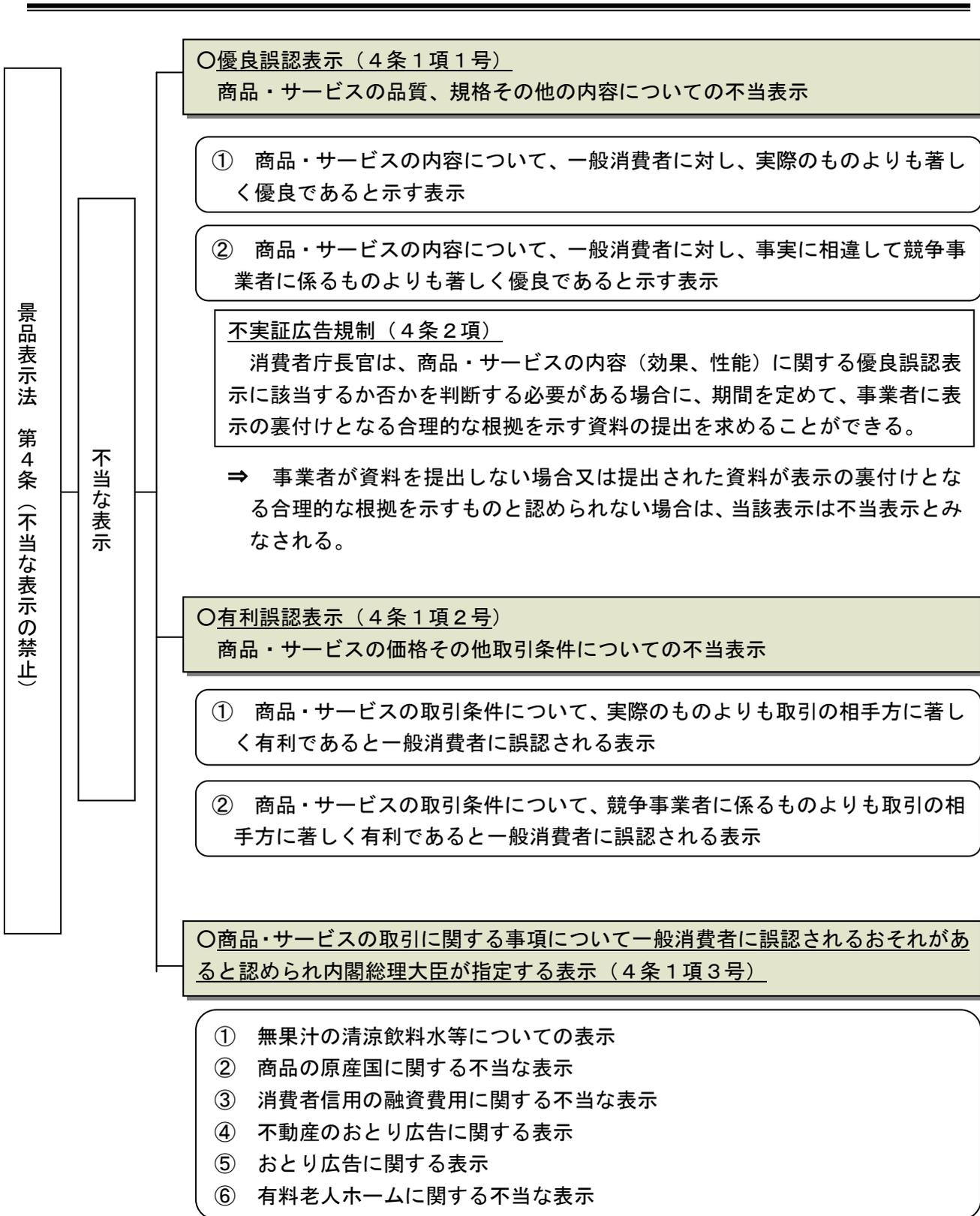
一般消費者に商品を販売し、又は役務を提供することを業とする者が、自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を除く。）に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

一 取引の申出に係る商品又は役務について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその商品又は役務についての表示

二～三 （省略）

四 取引の申出に係る商品又は役務について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその商品又は役務についての表示

## 景品表示法による表示規制の概要



消表対第131号  
平成26年3月19日

株式会社くるまや・L e O  
代表取締役 津田 信子 殿

消費者庁長官 阿南 久  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する中古自動車の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示並びに同項第3号の規定に基づく「おとり広告に関する表示」（平成5年公正取引委員会告示第17号。以下「おとり広告告示」という。）第1号及び第4号に該当する表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売していた別表1「車種」欄記載の中古自動車に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、別表2「車種」欄記載の中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、同表「発売日」欄記載の日に発売された同表「G○○東北版掲載号」欄記載の号の「G○○東北版」と称する中古自動車情報誌（以下「G○○東北版」という。）において、「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたこと。

イ(イ) 実際には、別表2「車種」欄記載の中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオークション出品票又はオークション出品申込書（以下「オートオークション出品票等」という。）に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであったこと。

エ(エ) 貴社は、別表3「発売日」欄記載の日に発売された同表「G○○東北版掲載号」欄記載の号のG○○東北版において、同表「車種」欄記載の中古自動車を記載することにより、あたかも、同表「発売日」欄記載の日以降に同表「車種」欄記載の中

古自動車を販売することができるかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、別表3「車種」欄記載の中古自動車は、同表「発売日」欄記載の日よりも前の同表「契約成立日」に売買契約が成立しており、取引に応じることができないものであったこと。

ウ(ア) 貴社は、別表4「発売日」欄記載の日に発売された同表「Goo東北版掲載号」欄記載の号のGoo東北版において、「プレオ ニコット」と称する中古自動車(以下「プレオ」という。)を記載することにより、あたかも、同表「発売日」欄記載の日以降にプレオを販売することができるかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、プレオは、貴社が代車として使用していたため、一般消費者から取引の申出があった場合には取引を拒否することとしており、取引する意思がないものであったこと。

エ(ア) 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、別表2「車種」欄記載の中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(イ) 前記イ(ア)の表示は、前記イ(イ)のとおりであって、別表3「車種」欄記載の中古自動車について、実際には取引に応じることができない場合の当該中古自動車についての表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(ウ) 前記ウ(ア)の表示は、前記ウ(イ)のとおりであって、プレオについて、取引する意思がない場合のプレオについての表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3)ア 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)ア記載の表示と同様の表示を行うことにより、中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

イ 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)イ記載の表示と同様の表示を行うことにより、実際には取引に応じることができない場合の中古自動車の表示をしてはならない。

ウ 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)ウ記載の表示と同様の表示を行うことにより、実際には取引する意思がない場合の中古自動車の表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

(1) 株式会社くるまや・LeO(以下「くるまや・LeO」という。)は、仙台市泉区市名

坂字野蔵101番地の23に本店を置き、中古自動車の販売業等を営む事業者である。

- (2) くるまや・L e Oは、オートオークション等からの買取りにより中古自動車を仕入れ、店頭において、中古自動車を一般消費者に販売している。
- (3) くるまや・L e Oは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、G o o東北版等に販売する中古自動車の商品情報を掲載しており、その表示内容について、自ら決定している。
- (4)ア くるまや・L e Oは、別表2「車種」欄記載の中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、同表「発売日」欄記載の日に発売された同表「G o o東北版掲載号」欄記載の号のG o o東北版において、「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車に修復歴がないかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、別表2「車種」欄記載の中古自動車は、オートオークション出品票等に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。

- (5)ア くるまや・L e Oは、別表3「発売日」欄記載の日に発売された同表「G o o東北版掲載号」欄記載の号のG o o東北版において、同表「車種」欄記載の中古自動車を記載することにより、あたかも、同表「発売日」欄記載の日以降に同表「車種」欄記載の中古自動車を販売することができるかのように表示していた。

イ 実際には、別表3「車種」欄記載の中古自動車は、同表「発売日」欄記載の日よりも前の同表「契約成立日」に売買契約が成立しており、取引に応じることができないものであった。

- (6)ア くるまや・L e Oは、別表4「発売日」欄記載の日に発売された同表「G o o東北版掲載号」欄記載の号のG o o東北版において、プレオを記載することにより、あたかも、同表「発売日」欄記載の日以降にプレオを販売することができるかのように表示していた。

イ 実際には、プレオは、くるまや・L e Oが代車として使用していたため、一般消費者から取引の申出があった場合には取引を拒否することとしており、取引する意思がないものであった。

### 3 法令の適用

- (1) 前記2(4)の事実によれば、くるまや・L e Oは、自己が供給する別表2「車種」欄記載の中古自動車の取引に関し、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。
- (2) 前記2(5)の事実によれば、くるまや・L e Oは、別表3「車種」欄記載の中古自動車

の取引に関し、実際には取引に応じることができない場合の当該中古自動車についての表示を行っていたものであり、この表示は、おとり広告告示第1号に該当するものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項の規定に違反するものである。

- (3) 前記2(6)の事実によれば、くるまや・L e Oは、プレオの取引に関し、取引する意思がない場合のプレオについての表示を行っていたものであり、この表示は、おとり広告告示第4号に該当するものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項の規定に違反するものである。

#### 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

番号	車種	車台番号
1	ワゴンR FX	MH23S-283172
2	キャロル X	HB24S-502002
3	モコ E	MG22S-197199
4	タントエグゼ カスタムRS	L455S-0034301
5	ムーヴ カスタムRS	L175S-0012033
6	ライフ Fターボ	JB8-420041
7	ジムニー XG	JB23W-407886
8	ライフ ディーバターボスマートスタイル	JC2-2200690
9	プレオ ニコット	RA1-205591

別表2

番号	車種	発売日	Goo東北版掲載号
1	ワゴンR FX	平成24年4月5日	2012.05.05
		平成24年4月19日	2012.05.19
		平成24年5月3日	2012.06.03
		平成24年5月17日	2012.06.17
		平成24年6月7日	2012.07.07
		平成24年6月21日	2012.07.21
		平成24年7月5日	2012.08.05
		平成24年7月19日	2012.08.19
		平成24年8月2日	2012.09.02
		平成24年8月16日	2012.09.16
2	キャロル X	平成24年4月5日	2012.05.05
		平成24年4月19日	2012.05.19
		平成24年5月3日	2012.06.03
		平成24年5月17日	2012.06.17
3	モコ E	平成24年6月21日	2012.07.21
4	タントエグゼ カスタムRS	平成24年7月5日	2012.08.05
5	ムーヴ カスタムRS	平成24年8月16日	2012.09.16
		平成24年9月6日	2012.10.06
6	ライフ Fターボ	平成24年8月16日	2012.09.16
		平成24年9月6日	2012.10.06
		平成24年9月20日	2012.10.20
		平成24年10月4日	2012.11.04
		平成24年10月18日	2012.11.18
		平成24年11月1日	2012.12.01
		平成24年11月15日	2012.12.15
		平成24年12月6日	2013.01.06
		平成24年12月20日	2013.01.20
		平成25年1月3日	2013.02.03
平成25年1月17日	2013.02.17		

別表3

番号	車種	発売日	Goo東北版掲載号	契約成立日
1	キャロル X	平成24年6月21日	2012.07.21	平成24年 6月2日
		平成24年7月5日	2012.08.05	
		平成24年7月19日	2012.08.19	
2	モコ E	平成24年7月5日	2012.08.05	平成24年 6月26日
		平成24年7月19日	2012.08.19	
		平成24年8月2日	2012.09.02	
3	ジムニー XG	平成24年7月19日	2012.08.19	平成24年 7月8日
		平成24年8月2日	2012.09.02	
4	タントエグゼ カスタムRS	平成24年8月2日	2012.09.02	平成24年 7月16日
5	ワゴンR FX	平成24年9月6日	2012.10.06	平成24年 8月28日
6	ライフ ディー バターボスマー トスタイル	平成24年9月6日	2012.10.06	平成24年 8月11日
		平成24年9月20日	2012.10.20	
		平成24年10月4日	2012.11.04	
		平成24年10月18日	2012.11.18	
7	ムーヴ カスタ ムRS	平成24年9月20日	2012.10.20	平成24年 9月9日
		平成24年10月4日	2012.11.04	

別表4

発売日	Goo東北版掲載号
平成24年3月15日	2012.04.15
平成24年4月5日	2012.05.05
平成24年4月19日	2012.05.19
平成24年5月3日	2012.06.03
平成24年5月17日	2012.06.17
平成24年6月7日	2012.07.07
平成24年6月21日	2012.07.21
平成24年7月5日	2012.08.05
平成24年7月19日	2012.08.19
平成24年8月2日	2012.09.02
平成24年8月16日	2012.09.16
平成24年9月6日	2012.10.06
平成24年9月20日	2012.10.20
平成24年10月4日	2012.11.04
平成24年10月18日	2012.11.18
平成24年11月1日	2012.12.01
平成24年11月15日	2012.12.15
平成24年12月6日	2013.01.06
平成25年2月7日	2013.03.07
平成25年2月21日	2013.03.21